

改訂教育要領案をよんで

山村 きよ

はじめに

文部省が幼稚園教育要領の改訂に手をつけられたのが三年前のこと、一年間は調査にあてるとかで、その間現場の私たちもいろいろとアンケートの提出を依頼されたりしたけれど、6領域の存続が相当問題になったように思います。しかしそのときの調査の結果から現場の混乱をなくすために、今回、6領域はそのまま残されたようですが、その後の二年間はほんとうに委員の先生方のご苦労が目のあたりの、そかれていますだけに（私の園からも委員が出ていたので）一〇〇回近くももたれた委員会での多くの資料が、あの小さなハンフレットの19ヘーシにおさまって、今更のように驚いている一人です。それだけに一字一字も見落とすまいと、心して何度もよみました。

とかく基準として示されるものは抽象化されたことはつづられ

ているので、これを受けとる者の苦心はまた痛切に感じられるわけです。

そこで紙数のゆるす範囲で私の今の気持ちをお知らせさせていただきます。

第一章について

昭和31年に出された要領には最初に幼稚園教育の目標がはっきり打ち出されているので、今回はその上に立って、基本方針からのべられていますが、新設幼稚園も多くなり、振興計画によれば、今までに全く幼稚園のない都市（二七二六）にもだんだんとつくられてゆくことでもあり、前回とはちがって官報で公示される教育要領には、重視するかも知れないけれど、前回と同じように教育基本法にのせてある幼稚園教育の目標をはっきり明示して「幼稚園教育の独自性」をはっきりさせてほしいと思います。

最後にかかっている教育課程の編成(+)には一日の教育時間が明示

されておらず、それぞれの幼稚園にまかせられているようですが、市町村教育委員会にて、何らかの方法で一日の教育時間を四時間半（五時間位として（または六時間以内など、幅をもたせて））通達を出していただかないと、地域によってはいろいろとトラブルの起こる心配があるのではないでしょうか？　ことに今まで幼稚園化された保育園、保育園化された幼稚園、などといわれる理由の、一つにこの保育時間の問題がからんでいたことを知っているだけにちょっと心配になります。

第二章について

結果的には6領域がそのままそっくり残っている、あまり変りばえないようにも思いますが、よくよく読んでみると旧要領と比べた時に相当中広く、内容を具体的にかかれ、中には小学校指導要領とも関係づけて？　かかっている部分があるようにも思いますが。

紙数の関係で6領域全部に渡ってのへることができ得なく残念ですが「健康」「社会」「自然」「言語」についてかんたんにのべてみたいと思います。

「健康」について

1項と2項の表現の仕方にずいぶんちがいのあることに気づきました。とくに旧要領と比べて見て、1の内容には大した変化もないように思われますが2・3は現在おかれている私達の責任においても大いに考えねばならないことを痛感しています。

旧教育要領にのせてある望ましい経験を、2項には「いろいろな運動に興味をもち、身体諸機能が調和的に発達するように」とかかっている内容を(1)～(5)には、活動そのままを具体的に表現していることなど、今までどちがった積極的な体育あそびなど大いに考え出さねばならないことを考えさせられました。

3項には特に事故防止や、交通安全のことなどはっきり表わされていて改善の方向がはっきり読みとられ、私たちの指導計画にも大きく取りあげねばならないことをよみとりました。

「社会」について

旧教育要領と比べてはつきりよみとられることは、個人的生活態度の育成と、社会的生活態度の育成とを区別してあげてあることに気づき、とくに(3)～(8)までは私たちの指導に一番苦心を必要とすることではないかと、文章の上からではちょっと心配がなきにもあらず……

こども心を大切に考えているそれぞれの立場の先生方や教師の年齢層による幼児観の見解の相違が、何か職員会の空気をみだしてくることになりはせぬかと心配になることは(3)の「父母や先生のいいつけをすなおにきく」ということばの意味をそれぞれの先生方がどんなふうに向けとめるだろうか、気になります。「言いつけ」ということに非常に指導的、命令の意味だけを感じて、しかも教育熱心な先生が指導意識を表面に表わして、毎朝の会集がもっともお説教的なことばに変わっていくのではないかとと思われるが、

家庭で甘やかされて何年かを過した現代っ子的存在になっている一年保育児に、まっ、こうからこの指導意識で教育をかぶせていったらたいへんなことになるし……それだからこそ私たちはこの精神だけをくみとってこどもの生活にとびこみ、一しょにたのしく遊びながら「幼稚園時代にこそ、しつけられやすいすなおな生活態度を身につけてやりたい」と思います。それについても第一章から三章まで、全体を通じてくりかえし書かれていることは「幼児の発達に並び、その生活経験に即して、総合的な指導を」ということがのべられてあるので前にのべたようなことばの意味を抵抗なく受けとめさせてくれるかも知れないと思いますが、私は「自分勝手なことを言ったり、したりしない」ということにはおきかえてもいような気がしています。

「自然」について

旧要領から考えると大巾にたくさんの項目があげられ、変化も一番多いように思います。そして全体を通じて自然科学的事実に気づかせることや、それを正しく見たり、考えさせたりすることが「幼児を科学的に教育することで、けっして年令をとび越えた高度な内容で物を見せたり理屈を教えこまないように」と、私たちの自省をうながしているような気持ちでよみとりました。とくに今まではっきりとうたわれていなかった数量や、図型などの問題も(4)の項目に、「興味や関心をもつようにする」とあるので安心はしたものの、家庭の要望に答えて知識的な遊びや、高度の指導計画を考えていた

先生方の中には、今まで以上にこのことを取りあげて、教育効果を求めていかれるのではないかと、やっぱり少しの心配が残っています。

しかし各領域の後に必ず指導上の留意点のべられ、内容の各項目一つ一つに親切な注意のかかれていることは実に嬉しいことで、旧要領と比べて、ほんとうにすっきりとした感じで嬉しく思います。(たいへんおがましく申し訳ない言い方ですが)

「言語」について

旧要領には数量や形、重さ、遠近など今回自然の領域内容に扱われていることを、日常生活用語としてことばの面からはっきりとさせてあったのを全部自然の領域(4)にうつして「言語」からはずして、しまったことに気づきます。

勿論、ことばが主になって他の領域にもつながり日常生活用語として毎日使われているので重複するようでも今回の要領言語の3の(7)として「数量や形、位置、速度などの概要を表わす簡単な日常生活用語を使う」と一項目挿入してもよいのではないのでしょうか？

旧要領には絵本に大きな期待をかけていたように思えますが、(指導書には、はっきり表わされています)今回は新しく「放送」を教育に利用するよう位置づけられたことを嬉しく思います。

前にものべましたようにそれぞれの教師のもつ幼児観の相違や指導意識過剰からあの教育内容全部をまじめにおしかぶせたらたいへ

んなことになるだろうとよみとりました。しかし全体を通じてくりかえしくりかえし、適度なことで注意され「幼児の年令や、教育経験年数など発達の程度に応じて」ということを力説されておることを私たちは、「すなおに」うけとめ正しく実行せねばならないと覚悟をきめました。

第三章について

旧要領には指導計画作成のことについて詳しく10頁もとってかかれてあるのに、今回はわずか5頁に縮少され、形式的な問題にはふれていないことに気づきます。

「幼稚園ではこどもにどんな経験をさせねばならないか」をそれその幼稚園に考えさせているだけで前回のように、単元とか、主題とかにはふれていないことにも私たちに大巾な示唆を与えているのではないのでしょうか？そして、ただ指導上の一般的留意事項を11項目も具体的に示し、指導計画作成上の留意事項を7項目にしほつてあることなどから考えても「指導」のたいせつなことがうかがえます。

しかしこれが市町村教委に官報をもって公示されたときにはやっぱりある程度の強制力をもって形式的な問題にもふれてゆくことは考えられます。前回の要領が流された時にも専門の指導主事がおられるところは別として小学校と兼ねておられる場合は、とかく小学校の教育計画と肩をならべて形式にとらわれたり、またその内容も6領域のねらいを中心に週の配列を考えられて苦心するなど、現場

の方々から、その無理な要求に困ったお話をうかがっているだけに、今回の要領第二章にかかっている教育内容の一言一句を心して、充分によみかえし、そんなときの心のささえにしておきたいのです。(そんなときには幼児教育12巻12月号にかかれてある坂元彦太郎氏のお説をおよみになるようおすすめいたします。)

おわりに

よみ終ったときに感じたことは何といっても現場にある私たちの「指導のうまさ」を必要とすることを痛感して、今こそ、それぞれの幼稚園で指導にあたるものの共通意識をたしかめ合い、幼児の特殊性や、成長発達の段階をよくみきわめて見通しをつけた上で、申のある良心的な教育をしていかねばならないことを思いました。

文部省に対しておねがしいたいこと

文部省が先頃示された各領域別指導書や、指導要録との関係はどうなることでしょうか？「社会」をのこしてすでに発表された指導書の内容がもちろん今回の要領と別の内容をもつものではありませんが(前要領と今回のものとは根本的にはちがっていないので)今回大巾に広がっていることにはふれていないわけです。とくに音楽リズムなどは指導書が出されてから前の教育要領が出されたわけです、始めから考えると15年も過ぎていくのです。

指導書の内容が現代とずれている感じのものもありますので、音楽リズムの改訂には一日も早く手をつけていたきたいものです。

(文京第一幼稚園)